

## 三次市認知症高齢者等位置情報探索サービス導入費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、認知症等の症状により居所がわからなくなりがちな高齢者等を介護する家族に対し、実際に当該高齢者等の居所が不明となった際、位置情報探索システム（GPS）により居所を探知し、当該高齢者等の発見、保護を行うサービス（以下「位置情報探索サービス」という。）の導入に係る費用の一部を助成することにより、高齢者等の安全の確保に寄与するとともに、介護者の精神的、経済的負担を軽減することにより、住み慣れた地域での安心な在宅生活の継続を図ることを目的とする。

### (事業の対象者)

第2条 この事業の対象者は、現に本市に居住する認知症等の症状により居所がわからなくなりがちな高齢者等（以下「対象高齢者等」という。）を、在宅で介護している者とする。ただし、対象高齢者等及び対象者の属する世帯員全員が納付すべき市税、料等に滞納がないことを条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、事業の対象者とすることができる。

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、位置情報探索サービス（携帯電話によるサービス及び介護保険法（平成9年法律第123号）による福祉用具貸与を利用する場合を除く。）の導入に伴う登録料、機器購入費用等の初期導入費用とする。

2 前項の経費以外の基本料金、位置情報探索費用（対象高齢者等の位置へ急行する料金を含む。）及び位置情報探索サービス以外の機能に係る経費は、助成の対象としない。

### (助成する金額)

第4条 助成する金額は、対象高齢者等1人につき15,000円を上限とし、1回限りとする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、三次市認知症高齢者等位置情報探索サービス導入費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、第3条に掲げる経費を支払った日の翌日から起算して3箇月を経過する日又は当該支払った日が属する会計年度末のいずれか早い日までに市長に申請するものとする。

(1) 位置情報探索サービスの利用開始に係る契約書の写し

(2) 対象経費に係る領収書の写し

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、三次市認知症高齢者等位置情報探索サービス導入費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他の不正な行為により助成金の交付を受けたと認める場合は、当該申請者から交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（特例）

2 人命の保護及びその緊急性を勘案し、市長が特に認めた場合は、過年度に支払った経費も対象とすることができるものとする。